

ノー消費税 12月号に掲載された湖東教授の文書の全文は以下の通りです。

# 消費税をなくしても財源はある

——消費税にかわる税金を大企業だけに負担させる方法——

元静岡大学教授・税理士 <sup>ことうきょうじ</sup> 湖東京至

## 1 無駄をなくせば消費税を増税してもよいのか

よく「消費税の税率引き上げの前にやることではないか」、「まずムダを削ってから」、「国会議員や公務員の数を減らすほうが先」などの声をききます。いかにも正論のようですが、私はこうした主張にもろ手を挙げて賛成することはできません。なぜなら、こうした主張は順序が逆だけで、結局、消費税の増税に行き着くからです。これらの主張をする人々の多くは、消費税の本当の怖さ、稀代の悪税ぶりを知らないか、知ろうとしません。そして「最後は消費税の増税しかないのではないか」とあきらめているのです。

私は「ムダをなくせば消費税を増税しなくても財源はあるのではないか」、「社会保障財源のためなら消費税増税もやむを得ないのではないか」という消極論ではなく、消費税をなくし、消費税にかわる税金を大企業に負担してもらうことは可能だという積極的廃止論を主張します。しかも、大企業に負担してもらう税制は、憲法が要請する応能負担原則に適いますし、庶民増税によらない公平で透明性の高い税制です。そんな夢みたいな税金があるでしょうか。あります。

## 2 消費税は間接税ではなく直接税

夢のような税金・財源を探がすためには、まず今の消費税がどういう性質の税制か見極める必要があります。皆さんは「消費税は物やサービスに課税する間接税」だと思いませんか。じつは消費税は「物に課税する」単純な税制ではありません。私は消費税を物やサービスに課税する間接税としてだけとらえることはろ誤りだと思っています。

むしろ消費税の本質的性格は直接税だといってもいいでしょう。実際に消費税を税務署に納めるのは事業者で消費税を負担した消費者は税務署に納めることはできません。事業者は消費税分を貰っても貰わなくても（中小事業者は貰えない場合がほとんどなのですが）、売上があれば税務署に納めなければなりません。つまり多くの中小事業者は消費税を直接税としてみているのです。

また消費税が直接税だということは、消費税タイプの税制の生い立ちを見れば歴然とします。消費税タイプの税を広く世に紹介したのは、かのカール・S・シャープ博士であるといわれています。シャープは1943年に「附加価値税」という名称の税を採用するよう提唱し、実際に1950年（昭和25年）日本で実施しようとした。シャープの「附加価値税」は当時わが国で実施されていた事業税にかえて導入しようとしたものです。事業税はいくまでもなく直接税です。もっともシャープの「附加価値税」は国会で成立したものの国民の反対が多く1954年（昭和29年）、実施されることなく廃止されています。

シャープの「附加価値税」は直接税ですから価格への転嫁は必要ありません。シャープの「附加価値税」は税金の名前のように企業の付加価値に課税するものですが、納税額の

計算方法が今の消費税とよく似ていました。ですから計算される納税額は今の消費税の納税額とほぼ同じになります。

シャウプの「附加価値税」は直接税として提案されたため、輸出販売に対する還付金制度の適用がなく、輸出販売による利益（付加価値）も国内販売と同じに課税されることになっていました。これに対し1954年にフランスで採用されたヨーロッパ型の付加価値税は、輸出還付金制度を設けたいために無理矢理「物に課税する間接税」と定義したのです。極論すれば、直接税である付加価値税を間接税であるかのように国民に錯覚を与えたといってもいいでしょう。日本でも輸出還付金制度が欲しいため、ヨーロッパ型の付加価値税を錯覚を与えたまま導入したのです。

### 3 特定の大企業に負担を求める「新付加価値税（仮称）」の提言

私になぜ消費税を直接税としてみることにこだわるかといえば、一つには消費税にある輸出還付金制度を廃止するためであり、もう一つは消費税をなくし特定の大企業に限定して消費税にかわる税金を負担して貰うためです。

消費税を廃止した場合、およそ12兆5千億円の財源が必要となります。そこで私は消費税にかえて特定の大企業に対し直接税として「付加価値税」を課税することを提言します。この税を仮に「新付加価値税」と呼びましょう。「新付加価値税」はシャウプの「附加価値税」や、いま実施されている法人事業税の付加価値割を参考にして、次の四要素の合計額によって課税します。①その年の利益、②報酬・給与額、③純支払利息額（支払利息から受取利息を差し引いた額）、④純支払賃借料（支払賃借料から受取賃借料を差し引いた額）。

「新付加価値税」は法人税と同じ直接税ですから価格に上乗せ（転嫁）はできません。また「新付加価値税」は直接税ですから、納税義務者を特定の大企業に限定することができます。例えば資本金1億円以上の法人（およそ3万7千社）、従業員300人以上の企業（およそ1万社）、または売上高100億円以上の企業（およそ1万9千社）に限定します。納税義務者の数は多く見積もっても4万社程度であり、今の消費税の課税事業者数およそ350万社の1.1%にしか過ぎません。つまり98.9%の事業者が消費税から解放されることになります。納税義務者となる4万社の大企業は、一部の例外を除けば十分な内部留保をもっています。また今の消費税の納税額にかえて新税を負担するのですから、消費税分は負担が減ることになります。ただ、トヨタ自動車などのように消費税をまったく納めず還付金をもらっている輸出大企業は税負担が急増することになります。

さて「新付加価値税」の納税義務者数がおおよそ4万社に絞られたとして、税収はいくらになるのでしょうか。課税標準となるわが国の総付加価値額は128兆円と推算されます（総務省統計局『日本の統計2009』より推算）。ですから128兆円に消費税率の5%をかければ6兆4千億円、民主党・自民党が参議院選挙の選挙政策に掲げた10%にすれば12兆8千億円の税収になります。したがって、税率10%の「新付加価値税」により、現行消費税を廃止した場合の税収、12兆5千億円とほぼ同額の12兆8千億円が確保できることになります。かりに10%では税収が不足するというのであれば、ヨーロッパの付加価値税の平均的な標準税率20%まで引き上げればいいのです。

### 5 特定の大企業に負担を求める「新物品税（仮称）」の提言

もし、「新付加価値税」の税率をいっしょに引き上げることに反対だというのであれば、また、間接税の税収が必要だというのであれば、補完的な税金として個々の物に課税する「新

物品税(仮称)」を導入することを提言します。個々の物品をあげてそれに課税する方式は、消費税導入前に実施されていた物品税とおなじです。

ただ物品税はぜいたく品を課税物品としていたため、時代の変遷とともにぜいたくの基準が変化し、何がぜいたく品か判定が難しくなっていました。そのため、「いっそのことみんな課税してしまえ」ということで消費税を導入したわけです。

私は「新物品税」の課税対象を物品のぜいたく度に求めるのではなく、寡占化された業界のつくるものに絞って課税することを提言します。課税物品をぜいたく度に求めると、ぜいたくの基準に個人差がありますから、何がぜいたく品かということだけに議論が集中し課税する物品を特定することができにくくなります。

そこで、ぜいたく度を判断基準とせず、自動車のように寡占化された物品を課税対象にします。寡占化された業界は通常大企業に限定されていますから、納税事務負担や滞納の問題が生じません。では、寡占化された業界によってつくられる物品とは何でしょうか。例えば、フィルム、衛生陶器、ガス湯沸器など、エレベータ・エスカレーター、コピー機、エアコン、テレビ・電気冷蔵庫などの家電製品、デジタルカメラ・ビデオ、携帯電話、乗用車・トラック・バスなどです。ただ、酒、たばこ、石油関係などすでに課税されているものは除きます。

「新物品税」による税収はいくらになるでしょうか。私の試算によれば、税率を20%とした場合、およそ5兆円になります。「新物品税」の特徴は、寡占化された物品に課税するため、納税義務者数が極端に少ないことです。私が推定したところ納税義務者は特定の大企業およそ450社にしか過ぎません。

## 6 消費税を廃止しても財政健全化は可能

消費税増税論者はヨーロッパの付加価値税が20%前後の高い税率であることは喧伝しますが、大型間接税をもっていないアメリカの税・財政構造を見ようとしません。アメリカにならえば消費税なしで財政運営ができることは明らかです。加えて、消費税を廃止した場合、消費税にかわる税として「新付加価値税」、「新物品税」の二つの税制を提言しました。これでも不十分だというのであれば、「不公平な税制をただす会財源試算研究会」が毎年試算している大法人・高額所得者に対する不公平税制を見直せばよいのです。同研究会の試算によれば、不公平な税制をただすことにより国税で約19兆円、地方税で約13兆円、合計約32兆円の税収があがるといいます(2010年分)。財源はいくらでもあるのです。

そのうえ、消費税をなくせば景気が好転し、所得税、法人税の税収が上がる可能性があります。まず消費税をなくすこと、そして応能負担原則に基づき、力のある大企業に税負担を求め内需を拡大すること、その結果、企業の売上げも増え景気は回復します。財政の健全化は消費税をなくすことによってこそ可能になるのです。

(2010年11月3日記)